

東日本大震災からの復旧・復興に関する要望を行いました

～被災地の実態に即した予算措置等について～

県土整備企画室

平成 26 年 5 月 15 日に、東日本大震災津波からの復旧・復興に向けて、「平成 28 年度以降（集中復興期間後）の財源確保」、「地方負担に対する全面的な財政支援の継続」、「直轄事業の推進」について、国土交通省・復興庁の幹部職員に対し、被災 3 県（岩手、宮城、福島）の土木部長等による合同要望を行いました。

現在、国の復興財源フレームは平成 27 年度までしか示されておらず、復興事業を計画的に実施するためにも、復興が完了するまでの間、国として十分な財源を確保することが必要となっています。

県では、被災地における復興を強力に推進するため、引き続き、国に働きかけていきます。

【主な要望内容】

1 集中復興期間後の財源確保と財政支援の継続について

- 復旧・復興事業の財源確保
- 地方負担に対する全面的な財政支援

2 被災地の復興を牽引する国が行う復旧・復興事業の整備促進と財源の確保について

- 復興に向けた広域道路ネットワークの整備促進
- 被災 3 県に整備する国営復興祈念施設の早期事業化
- 地域の復興を支える港湾の整備促進

東日本大震災からの復旧・復興に関する
要望書
～被災地の実態に即した予算措置等について～

平成 26 年 5 月 15 日

岩手県県土整備部長

佐藤



宮城県土木部長

遠藤 信哉



福島県土木部長

松本 英夫



国土交通省への要望状況

左から、佐藤県土整備部長、土井国土交通政務官、福島県土木部長、宮城県土木部長